

COVID-19 蔓延中の 労働者の保護について

職場で COVID-19 の発生が確認された場合、あなたの安全を確保するために、雇用主は以下のような措置を講じる必要があります。

予防計画

- 雇用主は、職場における COVID-19 の危険性を特定、評価、訂正する COVID-19 予防プログラムを書面にて用意し、その予防計画に関するトレーニングを従業員に提供しなければなりません。

スクリーニング検査

- 雇用主は、従業員に対して COVID-19 の症状をスクリーニングするプロセスを定め、実施する必要があります。

通知

- 14 日間以内に 3 名以上の従業員の COVID-19 への感染が判明した場合、雇用主は 48 時間以内に公衆衛生局に報告しなければなりません。
- 雇用主は、感染可能期間中に感染者と同じ職場にいたすべての従業員およびその他の労働者に、1 営業日以内にウイルスに曝露した可能性のあることを書面で通知する必要があります。¹

マスク

- 屋内または共用車両内で作業を行う感染者と濃厚接触した従業員は、口と鼻にぴったりとフィットするマスクの着用が義務付けられています。従業員同士の間には 6 フィートの間隔を確保できない場合は、屋外でもマスクの着用が必要です。
- 雇用主は、希望するすべての労働者に、ぴったりフィットする医療用マスクや高性能マスク (N95、KN95、KF94 など) を提供してください。
- 雇用主は、マスク着用を指示する標識を掲示しなければなりません。

検査

- 雇用主は、曝露の可能性のあるすべての従業員に対し、検査を週に 1 回以上、追加費用無しで提供する必要があります。これは、感染者に接触していない従業員、または最近 COVID-19 から回復し、無症状の従業員には適用されません。
- 雇用主は、従業員が通常の勤務時間外に検査を職場以外の場所で受ける場合でも、その時間に対し賃金を支払わなければなりません。

休暇

- 雇用主は、(集団発生調査チームによって特別な指示がない限り) COVID-19 に感染している従業員及び濃厚接触した従業員が検査を受けていない従業員に対し、公衆衛生局の職場復帰基準を満たすまで勤務することは許可されていないことを通知しなければなりません²。
- 雇用主は、勤務中に COVID-19 に曝露した、対象となる従業員に有給休暇 (除外手当) を提供しなければなりません。³ 雇用主は、この支払いを求める従業員に対して報復することはできません。

換気

- 雇用主は、換気及び空気の質を向上させるために、換気システムを効果的に使用し、職場の風通しが良いことを確認しなければなりません。

職場における集団発生について安全上の懸念がある場合

- 労働組合の代表者に相談しましょう。
- 833-579-0927 に電話して、Cal/OSHA (カリフォルニア州労働安全衛生庁) に苦情を申し立てることができます。
- 888-700-7995 に電話して、ロサンゼルス郡公衆衛生局に匿名で苦情を申し立てることもできます。

¹ 感染可能期間についての詳細は、[dir.ca.gov/dosh/coronavirus/COVID19FAQs.html#workCases](https://www.dir.ca.gov/dosh/coronavirus/COVID19FAQs.html#workCases) をご覧ください。

² 公衆衛生局の職場復帰基準表 1 を参照してください。 ph.lacounty.gov/acd/ncorona2019/docs/returntoworktables.pdf

³ 除外賃金の詳細については、[dir.ca.gov/dosh/coronavirus/COVID19FAQs.html#exclusions](https://www.dir.ca.gov/dosh/coronavirus/COVID19FAQs.html#exclusions) をご覧ください。

補足疾病有給休暇については、[dir.ca.gov/dlse/COVID19Resources/2022-SPSL-FAQs.html](https://www.dir.ca.gov/dlse/COVID19Resources/2022-SPSL-FAQs.html) をご覧ください。

